



三内稲元
(ユニバース裏公園)
第1中継所(3.8km)

第33回青森県民駅伝コース図

青森県観光物産館アスパム～カクヒログループアスレチックスタジアム
(26.1km)

スタート：青森県
観光物産館アスパム

三内丸山
(三内丸山市民館前)
第2中継所(1.1km)



安田近野
(旧県体育協会付近)
第3中継所(1.1km)



新町野
(盛運輸)
第5中継所(3.4km)



高田
(福山通運)
第4中継所(5.0km)



諏訪沢
(ローソン諏訪沢店前)
第8中継所(1.7km)



桑原
(昭和大仏看板付近)
第7中継所(4.4km)



幸畑
(幸畑市民館前)
第6中継所(3.1km)



ゴール：カクヒログループ
アスレチックスタジアム
(2.5km)

楳木森山

第33回青森県民駅伝競走大会要項

1 目 的

県民の一体感を盛り上げ、活力ある県勢の発展とスポーツの振興を図る。

2 スローガン

「健脚でつなげ郷土の和と心」

3 主 催

青森県、青森県教育委員会、公益財団法人青森県スポーツ協会、青森市

4 主 管

一般財団法人青森陸上競技協会

5 後 援

青森県市長会、青森県町村会、青森県市町村教育委員会連絡協議会、青森県スポーツ推進委員協議会、青森県小学校長会、青森県中学校体育連盟、青森県高等学校体育連盟、（株）東奥日報社

6 協 力

青森放送（株）、青森県民共済生活協同組合、（公社）青森県医師会、青森県スポーツドクターの会、陸上自衛隊青森駐屯地、青森県警察、（一財）青森交通安全協会、日本ボーイスカウト青森県連盟

7 期 日

令和7年9月7日（日）

開会式 10時00分（青森県観光物産館アスパム）

スタート 12時00分（青森県観光物産館アスパム前）

表彰式 14時40分（カクヒログループアスレチックスタジアム）

8 コ ー ス

青森県観光物産館アスパム前を出発点とし、カクヒログループアスレチックスタジアムを決勝点とする片道コースとする。

9 区間と距離

9区間・26.1kmとし、各区間の距離、指定選手、場所は次のとおりとする。

区	距 離	指 定 選 手	場 所
第1区	3.8km	男子（中学生）	青森県観光物産館アスパム前～三内稲元
第2区	1.1km	男子（小学生）	三内稲元～三内丸山
第3区	1.1km	女子（小学生）	三内丸山～安田近野
第4区	5.0km	男子（高校生以上）	安田近野～高田
第5区	3.4km	女子（中学生以上）	高田～新町野
第6区	3.1km	男子（中学生又は35歳以上）	新町野～幸畑
第7区	4.4km	男子（高校生以上）	幸畑～桑原
第8区	1.7km	女子（中学生以上）	桑原～諏訪沢
第9区	2.5km	男子（中学生）	諏訪沢～カクヒログループアスレチックスタジアム

10 選手編成

チームの人数は21人以内とし、次のように編成する。

監督・コーチ：3人（監督 1人、コーチ 2人）

選手：18人以内とし、各種別ごとのエントリーは次のとおりとする。

男子（高校生以上）	2～4人又は6人 (※第6区にエントリーする35歳以上の選手を含む)
男子（中学生）	2～4人又は6人
女子（中学生以上）	2～4人
男子（小学生）	1～2人
女子（小学生）	1～2人

※ 第6区における「35歳以上の男子」のエントリー資格について、令和8年4月1日時点での満年齢が、35歳以上であること。

11 競技

本大会は、現行の日本陸上競技連盟競技規則、同駅伝競走規準及びこの要項に定めるところによる。

- (1) 市・町・村各部対抗とする。
- (2) 各区間とも全て指定区間であり、該当する選手以外は走ることができない。
- (3) 円滑な競技運営と交通渋滞の緩和を図るため、第4中継所（高田）までは先頭から10分、第5中継所（新町野）以降は先頭から15分以上差が開いたチームを、審判長の判断により、途中繰上げスタートをさせる。

12 出場資格

- (1) 小学生の選手

以下の市町村から出場可能とする。

- ① 保護者の居住地の市町村

※ 単身赴任等により保護者の居住地が複数ある場合は、どちらの市町村から出場も可能とする。

【①から出場しない場合】

- ② 在学する学校の所在地の市町村

- (2) 中学生の選手

以下の市町村から出場可能とする。

- ① 保護者の居住地の市町村

※ 単身赴任等により保護者の居住地が複数ある場合は、どちらの市町村から出場も可能とする。

- ② 出身地（卒業小学校の所在地）の市町村

【①、②のいずれからも出場しない場合】

- ③ 在学する学校の所在地の市町村

- (3) 高校生・大学生（高専・専修学校含む）の選手

- 本県出身者

県外居住の者を含め、以下の市町村から出場可能とする。

- ① 保護者の居住地の市町村

※ 単身赴任等により保護者の居住地が複数ある場合は、どちらの市町村から出場可能とする。

- ② 出身地（卒業小・中学校の所在地）の市町村

【①、②のいずれからも出場しない場合】

- ③ 在学する学校の所在地の市町村

- 県外出身者

以下の市町村から出場を可能とする。

- ① 居住地の市町村

【①から出場しない場合】

- ② 在学する学校の所在地の市町村

- (4) 一般の選手（小学生、中学生、高校生、大学生を除く）
以下の市町村から出場可能とする。
- 県内在住者
 - ① 居住地の市町村
 - ② 出身地（卒業小・中学校の所在地）の市町村
 - ③ 勤務地の市町村
 - 県外居住者
出身地（卒業小・中学校所在地）の市町村から1名以内の出場を認める。
ただし、卒業小・中学校が市町村立（組合立含む）以外の場合には、小・中学卒業時に保護者が居住していた市町村とする。
- (5) ゆかりの選手・交流選手
次の①又は②に該当する選手について、上記（1）から（4）までのカテゴリーにかかわらず出場を認めることとし、その人数はゆかりの選手及び交流選手合わせて3名以内とする。ただし、①又は②については、選手確保に苦慮している市町村に限る。
- ① ゆかりの選手
青森県内に在住している者で、居住地（小学生、中学生、高校生、大学生にあつては保護者の居住地）、出身地（卒業小・中学校の所在地）、勤務地又は在学する学校の所在地の市町村から出場しない場合、両親の出身地（卒業小・中学校の所在地）の市町村又は祖父母（父方、母方を問わない）が居住している市町村からの出場を認める。
 - ② 交流選手
青森県内に在住している者で、居住地（小学生、中学生、高校生、大学生にあつては保護者の居住地）、出身地（卒業小・中学校の所在地）、勤務地又は在学する学校の所在地の市町村から出場しない場合、居住地の地域（県民局管内）内の市町村からの出場を認める。
ゆかりの選手・交流選手の規定を別に定める（別紙1参照）。
- (6) 選手の年齢は、令和8年4月1日現在の満年齢とすること。
- (7) 小学生・中学生・高校生は、「児童生徒参加同意書及び承諾書」（様式4）に保護者の同意、学校長の承認を得ること。
- (8) 選手は健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
- (9) 選手・監督・コーチは、必ずスポーツ傷害保険に加入すること。

13 表 彰

- (1) 各部の第1位には、賞状と優勝旗を授与する。
- (2) 各部の第2位には、賞状とトロフィーを授与する。
- (3) 各部の第3位には、賞状とトロフィーを授与する。
- (4) 市の部、村の部は4～6位まで、町の部は4～8位まで、賞状を授与する。
- (5) 各区分において、各部ごとの第1位の選手に区分賞を授与する。ただし、女子（中学生以上）の区分及び男子（中学生又は35歳以上）の区分では、各部ごとの中学生第1位の選手と高校生以上及び35歳以上第1位の選手にそれぞれ授与する。
(同記録の場合は対象者全員に授与する。)
- (6) 参加全市町村の第1位に賞状と楯を授与する。

14 申 込 方 法

- (1) 選手名簿の提出
「選手名簿」（様式1）は、令和7年7月22日（火）までに青森県教育庁スポーツ健康課にメールにて提出すること。また、「12 出場資格（4）」に該当する県外居住の選手がいる場合には、「県外居住選手出場登録届」（様式5）も一緒にメールにて提出すること。

【提出先】〒030-8540 青森市長島一丁目1番1号
 青森県教育庁スポーツ健康課スポーツ振興グループ
 車 谷 大 樹 宛
 E-mail: daiki_kurumaya@pref.aomori.lg.jp

なお、「児童生徒参加同意書及び承諾書」（様式4）は令和7年8月21日（木）までに提出すること（郵送または持参のいずれか）。

選手名簿提出後の選手の変更は、選手変更の理由書（様式：任意）を添えて、令和7年8月19日（火）までに届け出ること。

（2）選手オーダー表の提出

「選手オーダー表」（様式2）は、参加申し込みした選手名簿の人員で構成することとし、参加市町村代表者会議[令和7年8月21日（木）]に50部持参するとともに、青森県教育庁スポーツ健康課にメールにて提出すること。

（3）選手オーダーの変更

選手オーダー表提出後、やむなく選手変更しなければならない場合は「選手オーダー変更表」（様式3）を青森県教育庁スポーツ健康課に提出して承認を得ること。

①令和7年9月1日（月）正午《時間厳守》までは、区間変更を認める。

②上記①以降、大会前々日[令和7年9月5日（金）]正午《時間厳守》までの提出については、補欠選手からの補充とする。

なお、選手オーダー変更表提出期限[令和7年9月5日（金）正午]以後の選手変更は原則として認めない。ただし、特別な事情により選手変更をしなければならない場合は、大会当日の午前8時45分までにカクヒログループアスレチックスタジアムゴール地点で待機する審判長に直に申し出て承認を得ること。

《各書類の提出期限》

選手名簿		令和7年7月22日（火）	メール
県外居住選手出場登録届		令和7年7月22日（火）	メール
選手オーダー表		令和7年8月21日（木） 参加市町村代表者会議開催日	当日持参及び メール（両方）
生徒参加同意書及び承諾書			持参又は郵送
選手オーダー 変更表	区間変更可	令和7年9月 1日（月）正午	メール
	補欠選手からの 補充のみ	令和7年9月 5日（金）正午	メール

※ ゆかりの選手及び交流選手については別紙1参照

15 宿 泊

大会前日の宿泊が必要な場合は、各参加市町村において宿舍を手配すること。

16 そ の 他

（1）アスリートビブスは、大会当日、入場受付にて各市町村担当者へ配付する。

（2）「たすき」は、参加市町村代表者会議[令和7年8月21日（木）]にて配付する。

（3）選手輸送及び衣類輸送の車両は、大会主催者が準備する。

（選手輸送バスの出発時刻・場所等は別に連絡する。）

（4）その他競技の詳細については別に定める。

（5）個人情報の取り扱いについて

主催者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、個人情報を取り扱う。また、取得した選手・監督・コーチの個人情報は下記に利用する。

① 大会プログラム、ホームページ、新聞等への氏名、年齢等の記載

② ラジオ放送

③ 大会の記録発表

17 次回大会

「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」が開催される令和8年度の県民駅伝競走大会については、国民スポーツ大会開催基準要項により、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等の実施ができないことを踏まえ、実施しないこととする。

18 アスリートビブスについて

各市町村のアスリートビブスを1～40番までの通し番号とし、次のように定める。また、市・町・村ごとにアスリートビブスの生地で色分けをする。

[市の部] 白	
No.	市名
1	青森市
2	弘前市
3	八戸市
4	黒石市
5	五所川原市
6	十和田市
7	三沢市
8	むつ市
9	つがる市
10	平川市

[町の部] 黄	
No.	町名
11	平内町
12	外ヶ浜町
13	今別町
14	鯺ヶ沢町
15	深浦町
16	藤崎町
17	大鰐町
18	板柳町
19	中泊町
20	鶴田町
21	野辺地町
22	七戸町
23	おいらせ町
24	六戸町
25	横浜町
26	東北町
27	大間町
28	三戸町
29	五戸町
30	田子町
31	南部町
32	階上町

[村の部] ピンク	
No.	村名
33	蓬田村
34	西目屋村
35	田舎館村
36	六ヶ所村
37	東通村
38	風間浦村
39	佐井村
40	新郷村

第 3 3 回青森県民駅伝競走大会 ゆかりの選手・交流選手

○ 「ゆかりの選手・交流選手」の規定

1 該当市町村

カテゴリーを問わず、選手確保に苦慮している市町村に限り、ゆかりの選手及び交流選手を活用したチーム編成を認める。人数は、ゆかりの選手及び交流選手合わせて 3 名（カテゴリー、男女不問）以内とする。

2 ゆかりの選手の詳細

（１）ゆかりの選手の資格（①～②全て満たす者とする）

- ① 令和 7 年 4 月 1 日現在、青森県内に在住している者。
- ② 該当する市町村から出場依頼を受けていない者。

（２）ゆかりの選手の出場要件

- ① 両親の出身地の市町村（卒業小・中学校の所在地。父方、母方は問わない）
- ② 祖父母が居住している市町村（父方、母方は問わない）

3 交流選手の詳細

（１）交流選手の資格（①～③全て満たす者とする）

- ① 令和 7 年 4 月 1 日現在、青森県内に在住している者。
- ② 該当する市町村から出場依頼を受けていない者。
- ③ 居住地域内のいずれかの市町村であっても出場する意思のある者。

【参考】居住地の地域の一覧

東青	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村
中南	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、西目屋村、田舎館村
三八	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
西北	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、板柳町、中泊町、鶴田町
上北	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
下北	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

4 ゆかりの選手・交流選手の募集と手続き

（１）ゆかりの選手・交流選手候補者表の提出

- ① 選考会を開催している市町村の担当者は、選考会の参加者が当該市町村の選手に選ばれなかった者に対して、「ゆかりの選手・交流選手」として他市町村から出場するこ

とについて、※意思を確認する。

※本人からの申し出及び市町村からの働きかけにより意思を確認する。

- ② 選考会終了後、候補者がいる市町村担当者は、「ゆかりの選手・交流選手」として出場可能な候補者名簿（「ゆかりの選手・交流選手候補者表」（様式6））を作成し、令和7年7月22日（火）までに「選手名簿」（様式1）と併せて事務局へメールにて提出すること。
- ③ 市町村から提出された候補者名簿に記載された候補者について、事務局で審査の上、「ゆかりの選手・交流選手候補者一覧」に登録する。

※ なお、選考会を開催していない市町村においても、「ゆかりの選手・交流選手」を必要とする市町村の求めに応じて候補者を探すこととし、候補者がいた場合は、「ゆかりの選手・交流選手」として出場可能な候補者名簿（「ゆかりの選手・交流選手候補者表」（様式6））を作成し、令和7年7月22日（火）までに「選手名簿」（様式1）と併せて事務局へメールにて提出すること。

5 ゆかりの選手・交流選手の活用の手続き

（1）ゆかりの選手・交流選手申請書の提出

- ① ゆかりの選手・交流選手の活用を希望する市町村は、令和7年6月5日（木）までに「ゆかりの選手・交流選手申請書」（様式7）を事務局へメールにて提出すること。
- ② 申請書を提出した市町村については、事務局において審査の上、ゆかりの選手・交流選手の活用の可否について決定する。
- ③ ①の申請期限以降に活用の必要が生じた場合は、令和7年7月22日（火）まで随時申請を受け付ける。

（2）候補者を直接探す場合

- ① 「ゆかりの選手・交流選手」として候補者に依頼をして良いか、該当する候補者が在住する市町村担当者へ確認する。
- ② 候補者本人から「ゆかりの選手・交流選手」として他市町村から出場する意思を確認する。
- ③ 令和7年7月31日（木）正午までに、「ゆかりの選手・交流選手出場登録届」（様式9）及び候補者を記載した「選手名簿」（様式1）を併せて事務局へメールにて提出すること。

また、選手が小学生・中学生・高校生の場合、令和7年8月21日（木）までに「児童生徒参加同意書及び承諾書」（様式4）を郵送または持参にて提出すること。

（3）登録した候補者から指名する場合

- ① ゆかりの選手・交流選手指名表の提出

ゆかりの選手・交流選手の活用の申請が認められた市町村は、令和7年7月23日（水）以降に事務局より送付された「ゆかりの選手・交流選手候補者一覧」から希望する候補

者を選出し、令和7年7月28日（月）正午までに「ゆかりの選手・交流選手指名表」（様式8）を事務局へメールにて提出すること。

② ゆかりの選手・交流選手出場登録簿の提出

事務局より、ゆかりの選手・交流選手決定の連絡があり、選手が確定した市町村は、令和7年7月31日（木）正午までに、確定したゆかりの選手・交流選手を記載した「選手名簿」（様式1）及び「ゆかりの選手・交流選手出場登録届」（様式9）を併せて事務局へメールにて提出すること。

また、選手が小学生・中学生・高校生の場合、令和7年8月21日（木）までに「児童生徒参加同意書及び承諾書」（様式4）を郵送または持参にて提出すること。

6 ゆかりの選手・交流選手の決定

（1）候補者を直接探す場合

① 「ゆかりの選手・交流選手出場登録簿」を事務局において審査の上、決定する。

※ 規定を満たさない場合は、活用は認められないので十分注意をすること。認められない場合は別途連絡する。

（2）登録した候補者から指名する場合

① ゆかりの選手・交流選手の活用が認められた市町村による指名とする。

② ゆかりの選手・交流選手の指名が重複した場合、前回大会の総合順位が下位の市町村を優先とする。

※ ゆかりの選手・交流選手候補者の人数により、選手の起用ができないことがある。

③ 選手の決定については、事務局より関係市町村に対し、別途連絡する。

7 ゆかりの選手・交流選手の起用

ゆかりの選手・交流選手を起用する市町村は、当該選手を「選手名簿」（様式1）へ記載することができる。また、当該選手を正選手として起用することが望ましいが、チーム事情を踏まえ、当該選手を補欠としての起用も認める。

※ 各書類の提出先

〒030-8540 青森市長島一丁目1番1号

青森県教育庁スポーツ健康課スポーツ振興グループ

車 谷 大 樹 宛

E-mail: daiki_kurumaya@pref.aomori.lg.jp

ゆかりの選手・交流選手の決定までの流れ

